

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第2区分

【発行日】平成29年7月13日(2017.7.13)

【公開番号】特開2016-1232(P2016-1232A)

【公開日】平成28年1月7日(2016.1.7)

【年通号数】公開・登録公報2016-001

【出願番号】特願2014-120613(P2014-120613)

【国際特許分類】

G 02 F 1/1333 (2006.01)

【F I】

G 02 F 1/1333

【手続補正書】

【提出日】平成29年6月5日(2017.6.5)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

バックライトを収容するモールドの上に液晶表示パネルが遮光テープによって接着し、前記液晶表示パネルの上にタッチパネルが接着している液晶表示装置であって、

前記遮光テープは、黒色の基材の両側に粘着材が形成された構成であり、

前記遮光テープの一方の側の前記粘着材は、前記遮光テープの周方向に所定の長さ、前記遮光テープの全幅に渡って、存在していない部分があることを特徴とする液晶表示装置。

【請求項2】

前記タッチパネルは前記液晶表示パネルに紫外線硬化樹脂によって接着していることを特徴とする請求項1に記載の液晶表示装置。

【請求項3】

前記遮光テープの前記粘着材が存在していない部分の前記遮光テープの周方向の前記所定の長さは2mm以下であることを特徴とする請求項1に記載の液晶表示装置

【請求項4】

前記遮光テープの他方の側の前記粘着材は、前記遮光テープの周方向に所定の長さ、存在していない部分があることを特徴とする請求項1に記載の液晶表示装置。

【請求項5】

前記タッチパネルの上にさらにフロントウインドウが形成されていることを特徴とする請求項1乃至4のいずれか1項に記載の液晶表示装置。

【請求項6】

バックライトを収容するモールドの上に液晶表示パネルが遮光テープによって接着し、前記液晶表示パネルの上にタッチパネルが接着している液晶表示装置であって、

前記遮光テープは、黒色の基材の両側に粘着材が形成された構成であり、

前記遮光テープの一方の側の前記粘着材は、前記遮光テープの周方向に所定の長さ、前記遮光テープの全幅に渡って、非粘着性の物質がコーティングされていることを特徴とする液晶表示装置。

【請求項7】

バックライトを収容するモールドの上に液晶表示パネルが遮光テープによって接着し、前記液晶表示パネルの上にフロントウインドウ接着している液晶表示装置であって、

前記遮光テープは、黒色の基材の両側に粘着材が形成された構成であり、
前記遮光テープの一方の側の前記粘着材は、前記遮光テープの周方向に所定の長さ、前記遮光テープの全幅に渡って、存在していない部分があることを特徴とする液晶表示装置
。